

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起休日に当たるときは、翌日)

## 規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四号

◆規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則  
◆告示 生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定  
肥料の分析検査の結果の概要

種畜証明書の交付  
解除予定の保安林

土地改良事業の認可(三件)

公有水面の埋立ての免許(二件)

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出  
政治団体の解散の届出

政治団体の收支報告書の要旨

◆教委告示  
教育委員会の招集

## 告示

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 第四十九条中「三十馬力」を「五十馬力」に改める。
- 附 則

### 鳥取県告示第百十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県告示第百二十一号

名	川西歯科医院
称	
所	倉吉市昭和町一七八番地
在地	
廢止年月日	昭和五十二年十二月一日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十日

川西歯科医院	名 称	所 在 地	指定年月日
倉吉市西倉吉町二一番地			
	昭和五十二年十二月一日		

鳥取県告示第百二十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年七月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事  
平  
林  
鴻  
三

鳥取県告示第百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事  
平林鴻三

## 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒瀬九一四の一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

解説の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取縣告示第百二十二號

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の

種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事  
平林鴻三

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事  
平林鴻三

鳥取県告示第百二十四号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（杉ノ宮地区農道整備）事業は、  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において  
準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第百二十五号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（船山地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県告示第百二十六号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（法正寺地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県告示第百二十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県知事 平林鴻三

## 一 免許の日

昭和五十三年二月三日

## 二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

岩戸漁港管理者 鳥取県 知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

## 三 埋立区域

## (一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二七九番地先、二八〇番地先、二七五番地先、二七二番地先及び二七〇番地先

## (二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧に掲げる地点と①に掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた区域

① 岩戸漁港北防波堤燈台（北緯三五度三分四八秒東経一三四度一六分三八秒）から八六度三〇分一三・五メートルの地点（以下「

A 地点」という。）から一八八度〇〇分五三・〇メートルの地点

② A 地点から一七五度二〇分一〇四・五メートルの地点

③ A 地点から一六〇度〇〇分一〇二・〇メートルの地点

④ A 地点から一五八度二〇分九六・五メートルの地点

⑤ A 地点から一六八度二〇分六一・五メートルの地点

⑥ A 地点から一六九度一〇分六一・〇メートルの地点

⑦ A 地点から一七六度〇〇分五五・五メートルの地点

⑧ A 地点から一八五度三〇分五二・〇メートルの地点

一、一二七・一五平方メートル

## 四 埋立てに関する工事の施行区域

## (一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二七九番地先、二八〇番地先、二七五番地先、二七二番地先及び二七〇番地先

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十二条の規定により告示する。

## (二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①に掲げる地点と①に掲げ  
る地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ① A地点から二〇五度三〇分六五・〇メートルの地点
- ② A地点から一〇六度〇〇分七五・〇メートルの地点
- ③ A地点から二〇三度三〇分七二・〇メートルの地点
- ④ A地点から一九七度三〇分八九・五メートルの地点
- ⑤ A地点から一八九度三〇分一一四・〇メートルの地点
- ⑥ A地点から一五八度三〇分一〇一・五メートルの地点
- ⑦ A地点から一五六度四〇分九七・〇メートルの地点
- ⑧ A地点から一六四度三〇分六四・〇メートルの地点
- ⑨ A地点から一六九度四〇分六一・〇メートルの地点
- ⑩ A地点から一七六度三〇分五五・五メートルの地点
- ⑪ A地点から一八六度〇〇分五二・〇メートルの地点

## (三) 面積

二、六九七・五三平方メートル

## 五 漁港施設用地

## 鳥取県告示第百二十八号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 免許の日

昭和五十三年二月三日

## 二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

御来屋漁港管理者 鳥取県 知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

## 三 埋立区域

## (一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字前河原二九番地先及び五四一一番地先

イ 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥に掲げる地点と①に掲  
げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ① 西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三三秒、東経一三三度二九分  
四八秒)から八四度四五分一三二・五メートルの地点(以下「A  
地点」という。)から三一七度〇〇分二四・八メートルの地  
点
- ② A地点から一八度四五分一〇六・四メートルの地点
- ③ A地点から三六度三〇分一一三・二メートルの地点

点

- ② A地点から一八度四五分一〇六・四メートルの地点
- ③ A地点から三六度三〇分一一三・二メートルの地点

- ④ A地点から三九度三〇分七七・五メートルの地点  
 ⑤ A地点から四三度四五分六二・〇メートルの地点  
 ⑥ A地点から五三度三〇分三四・六メートルの地点  
 ⑦ 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑨に掲げる地点と①に掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた区域

- ① A地点から一九度一〇分一一四・一メートルの地点  
 ② A地点から一四度四〇分二〇六・六メートルの地点  
 ③ A地点から二六度四〇分一七〇・九メートルの地点  
 ④ A地点から二七度〇〇分一六七・〇メートルの地点  
 ⑤ A地点から二七度三〇分一六二・〇メートルの地点  
 ⑥ A地点から二八度〇〇分一五七・四メートルの地点  
 ⑦ A地点から二九度三〇分一五二・一メートルの地点  
 ⑧ A地点から三三度四五分一三三・九メートルの地点  
 ⑨ A地点から三六度〇〇分一一四・五メートルの地点

## (三) 面積

四、五八三・四四平方メートル

ア 三、〇九八・〇三五平方メートル

イ 一、四八五・四〇五平方メートル

## 四 埋立てに関する工事の施行区域

## (一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字松崎屋敷一〇〇三一三番地先並びに同大

字字前河原二九番地先及び五四一二番地先

## (二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑬に掲げる地点と①に掲げ

る地点とを結んだ線によつて囲まれた区域

- ① A地点から二五三度二〇分一五一・五メートルの地点  
 ② A地点から二六九度五〇分七四・六メートルの地点  
 ③ A地点から二九八度三〇分三〇・三メートルの地点  
 ④ A地点から二三度五〇分二〇八・九メートルの地点  
 ⑤ A地点から二七度〇〇分二〇七・三メートルの地点  
 ⑥ A地点から三六度五〇分一二二・二メートルの地点  
 ⑦ A地点から八七度四〇分三九・九メートルの地点  
 ⑧ A地点から二三六度五〇分四六・三メートルの地点  
 ⑨ A地点から二三八度四〇分一〇三・七メートルの地点  
 ⑩ A地点から二〇八度四〇分一一〇・八メートルの地点  
 ⑪ A地点から二一度三〇分一三九・二メートルの地点  
 ⑫ A地点から二〇七度三〇分一五一・二メートルの地点  
 ⑬ A地点から二三一度三〇分一九二・三メートルの地点

## (三) 面積

一八、二一三・四〇五平方メートル

## 五 埋立地の用途

漁港施設用地

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	備考
桑本穰治後援会	桑本数雄	佐山孝之	東伯郡東伯町大字保五四	その他の政治団体
松下賢後援会	岩倉武寿	山村操	東伯郡東伯町逢束五八	"
奥山喜雄後援会	広田幸一	藤田正行	鳥取市西町三丁目一〇一番地	"
三朝町平林鴻三後援会	牧田禎	藤井武雄	東伯郡三朝町三朝九七三の二工セント内	鳥取市若桜町四〇
藤井政雄後援信政会	中本基	井上零子	倉吉市山根字喜助谷四三番地	鳥取市西町一丁目
永代寿男後援会	森脇新次郎	柿原範幸	東伯郡東伯町古長三〇四番地	県政会館内
押本匡平後援会	村信巖	池口宏	東伯郡東伯町八橋一四八八番地	"
手島幸二後援会	西尾昭彦	東伯郡東伯町九内	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同

法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	備考
中尾辰義鳥取後援会	藤原精之助	小出英一	鳥取市卯垣一三四	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条の規定によ

(第三種郵便物認可)

昭和53年2月10日 金曜日

## 鳥取県公報

る政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第一十一条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十三年1月十日

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年1月十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 章

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

## 中尾辰義鳥取後援会

報告年月日 昭和53年1月7日  
(昭和52年12月31日解散)(寄附者) (金額) (住所、所在地)  
(政治団体分)

1 収入総額	128,000円	年間100万円以下	128,000
2 支出総額	128,000	のもの	
3 収入の内訳			
4 支出の内訳	128,000		
政治活動費	128,000		
機関紙誌の発行			
その他の事業費	128,000		
宣伝事業費	128,000		

## 寄附

1 日時 昭和五十三年1月11日午前十一時十五分  
11 場所 鳥取市東畠一丁目117番地 鳥取県教育委員会11 議題 (1) 昭和五十三年度教育行政施策について  
(2) もの他

## 鳥取県教育委員会告示 第11号

## 教育委員会告示

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定期一部一箇月八百円(料金を含む。)】